

## S-1 選手権 ローカルルール

- ① コースの境界は白杭・修理地は青杭又は白線で標示する。
- ② 隣接ホールとの境界杭(プレー禁止の黄色と黒色の縞杭)と距離標示の為のヤード杭と樹木の支柱は動かさない障害物とする。
- ③ コース内の池・クリークは全てレッドペナルティエリアとし、水際をもって境界とする。
- ④ ジェネラルエリアにおいて、打球の勢いで地面に食い込んでいる球は、罰なしに拾い上げ元の位置にできるだけ近く、且つホールに近づかない箇所にドロップすることができる。
- ⑤ グリーンにおいて、規則により球の拾い上げ(位置のマーク)又は、リプレイスする場合、同伴競技者または、そのキャディーが代行することができる。
- ⑥ レッドペナルティエリアの処理で、最後に横切った地点の横2クラブを選択した場合のみ、2回ドロップしたとみなしプレイスすることができる。
- ⑦ 4番ホールサブグリーンは閉鎖区域とする。
- ⑧ グリーン上はパター以外のクラブの使用を禁止する。
- ⑨ コース内の大石(固定物)と花壇(成長物)はコースの一部とする。
- ⑩ 下記の事項は修理地とみなし、無罰で救済を受けることができる。
  - (イ) 樹木を抜いて修復されていない穴と、樹木の根元に張り付いていない芝と、土の部分
  - (ロ) 伐採されたコース内に放置された大木
  - (ハ) バンカー内流水跡
  - (ニ) バンカー内で下地(基礎石・基礎布)が露出している部分
  - (ホ) 軌の跡
  - (ヘ) バンカー内のルースインペディメント(分離した自然物)は動かせる障害物とする。
- ⑪ 固定スプリンクラーのヘッドは、全て動かさない障害物であり、これらのものによる障害からの救済は、ゴルフ規則 24-2 により受けることができる。  
その他にも、球がグリーンを外れてはいるがハザード内ではないところにある場合でそのような障害物(スプリンクラーヘッド)がグリーンから2クラブレンジス、球からも2クラブレンジスの範囲内にあり、しかも球とホールを結ぶプレーの線上に介在しているときは、プレーヤーは次のような救済を受けることができる。
  - (a)ホールに近づかずに、(b)そのような障害を避けられる。
  - (c)ハザード内でもグリーン上でもない場所で、球のあった箇所に最も近いところにドロップしなければならない。  
拾い上げた球は、拭くことができる。このローカルルールの違反の罰は2打
- ⑫ 9Hと18Hの池においては赤線をもって境界とする。
- ⑬ 12・13・17Hのカート道路の白線内に止まったボールはコース内側にドロップすることが出来る。

※ ラウンド中ルール上決定が困難な場合、マーカーに判断を伺う。  
それでも、決定できない場合は、考えられる2つの方法でホールアウトし、  
後で競技委員会に裁定してもらうこと。

※ ワンボール条件は採用しない。

\* 注意事項 距離計測器(レーザー型・腕時計型など)の使用は可。(高低差の機能は使用禁止とする)  
携帯電話のコースでの使用は原則禁止とする。

上記以外は全て日本ゴルフ協会ゴルフ規則に従う。

競技運営委員長  
大藪 仁